(仮称) 北野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書についての 意見の概要と事業者の見解

令和6年10月

合同会社ユーラスエナジー北野沢

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧1
(1) 公告の日 1
(2) 公告の方法1
(3) 縦覧場所 2
(4) 縦覧期間2
(5) 縦覧者数2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催3
(1) 公告の日及び公告方法 3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握4
(1) 意見書の提出期間 4
(2) 意見書の提出方法 4
(3) 意見書の提出状況4
第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第16条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1か月半の間(自主期間2週間を含む。)縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1)公告の日

令和6年8月21日(水)

(2)公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

下記の日刊紙に「公告」を掲載した。 「別紙1参照]

・令和6年8月21日(水)付 東奥日報※令和6年8月28日(水)~30日(金)に開催した説明会についての公告を含む。

② 関係自治体の広報誌によるお知らせ

下記の広報誌に「お知らせ」を掲載した。[別紙2参照]

広報ひがしどおり令和6年9月号(第710号)

③ インターネットによるお知らせ

令和6年8月21日(水)から、下記のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

- ・青森県のウェブサイト [別紙 3-1 参照] https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/hozen/assess_kitanosawa_wind_replace.html
- ・東通村のウェブサイト [別紙 3-2 参照] http://www.vill.higashidoori.lg.jp/keiki/page000270.html
- ・事業者のウェブサイト [別紙 3-3 参照] https://www.eurus-energy.com/assessment/102851/

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の 1 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦 覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

・東通村 2階 企画課 〒039-4292 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34

② インターネットの利用による縦覧

・事業者のウェブサイト [別紙 3-3 参照] https://www.eurus-energy.com/assessment/102851/

(4) 縦覧期間

・ 令和 6 年 8 月 21 日 (水) から 9 月 25 日 (水) までの間とした。

※令和6年9月26日(木)から10月9日(水)まで自主縦覧期間とし、意見書受付終了日まで閲覧可能とした。

また、関係自治体庁舎は土・日・祝日を除く開庁期間、インターネットの利用による縦 覧については、常時アクセス可能とした。

なお、準備書及び要約書は、縦覧期間終了後も次の図書の公開日または 1 年経過日のいずれか早い日まで閲覧可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函) は0名であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は1,056回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第17条の規定に基づき、事業者は縦覧期間内に、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1)公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。 [別紙1、別紙2、別紙3参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

・令和6年8月28日(水)18時30分~20時00分

開催場所: 尻労共有会館

(青森県下北郡東通村大字尻労字尻労9)

来場者数:7名

· 令和 6 年 8 月 29 日 (木) 18 時 30 分~20 時 00 分

開催場所:岩屋部落集会所

(青森県下北郡東通村大字岩屋字往来135-5)

来場者数:7名

· 令和 6 年 8 月 30 日 (金) 19 時 30 分~21 時 00 分

開催場所:袰部部落集会所

(青森県下北郡東通村大字岩屋字田畑11-3)

来場者数:6名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、公告の日から縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過するまでの間、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1)意見書の提出期間

令和6年8月21日(水)から10月9日(水)まで (郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2)意見書の提出方法

環境の保全の見地から意見を有する者の意見書について、以下の方法により受け付けた。 [別紙4参照]

- ①縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函
- ②事業者への書面の郵送

(3)意見書の提出状況

意見書の提出は3通(郵送)、意見総数は18件であった。

第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第18条の規定に基づき、事業者に対して、環境の保全の見地から提出された意見の提出者は3通(意見総数18件)であった。それに対する事業者の見解は、表1のとおりであり、意見の概要については原文のまま記載した。なお、明らかな誤字・脱字については適切に修正した。

表 1(1) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 1)

	₹1(1) 環境影響評価準備書について提出され	た意見の概要と事業者の見解(意見書 1)
No.	意見の概要	事業者の見解
1	表 5-1(21) 調査、予測及び評価結果の概要	要約書 p38「表 5-1(21) 調査、予測及び評価結
	(生態系) 【調査結果の概要】から現在多数のク	果の概要(生態系)」の【調査結果の概要】にお
	マタカの生育区域であるが、それを「表 5-1(19)	ける生息状況調査の確認回数は、生息している個
	調査、予測及び評価結果の概要(動物)造成等の	体数ではなく、調査期間中のクマタカの飛翔の確
	施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存	認回数を記載しております。すべての個体を識別
	在、施設の稼働で影響は小さいと予測される」と	できているわけではございませんが、同一個体を
	し、対策を事後の影響調査の後でというのと矛盾	複数回確認した場合においても、確認回数として
	している。	計上しているため、実際に生息している個体数よりようながになった。
	具体的な対策を講じるのが環境保全を具体化す	りも多い数値となっております。特に、繁殖を確
	るものである。	認したペア及びその幼鳥は、繁殖行動や行動範囲
		を把握するため重点的に観察したことから、同一
		個体を複数回計上しております。
		また、要約書 p36「表 5-1(19) 調査、予測及び 評価結果の概要(動物)」の【評価結果の概要】
		において「重要な種及び注目すべき生息地への影
		響は、現時点において小さいものと考えられる」
		との記載については、要約書 p35 「表 5-1(18) 調
		査、予測及び評価結果の概要(動物)」の【環境
		保全措置】を講じた上での評価結果となります。
		ただし、鳥類のブレード等への接触に係る予測に
		は、不確実性を伴っていると考えておりますの
		で、事後調査として、バットストライク調査を実
		施いたします。
		事後調査の結果、上述の環境保全措置を講じた
		上で著しい影響が生じると判断した際は、専門家
		等のご助言を得ながら、状況に応じて追加的な環
		境保全措置を検討いたします。
2	高台の丘陵地に設置しており大型化することか	風力発電機の設備の廃棄に係る費用は、弊社の
	ら将来の撤去や災害時の対策に費用がかかりま	撤去費用実績より算出した金額を操業期間 20 年間
	す。尾根部は特に土砂崩れの元凶になる事が多い	で積立いたします。万が一、風力発電機の設備の
	です。	廃棄に係る費用が不足した場合には、合同会社ユ
	また台風の時などブレードや破損部が飛散しオ	ーラスエナジー北野沢の親会社である株式会社ユ
	イル漏れなども起こり火災の例もあります。	ーラスエナジーホールディングスが拠出する計画
	これは環境省が第6次計画ですすめる事業者に	です。
	よる現況復帰義務をはたすため具体的な防災対策	土砂崩れを含む災害についてはボーリング調査
	と撤去費用の自治体へのプールを法制化前に環境	を実施し、地質・地盤等を確認の上、林地開発許
	保全対策を果たして頂きたいです。	可基準等を踏まえた適切な土木設計(排水や造成
		等)を行います。
		台風等に伴う災害については環境影響評価とは 別途許認可手続きにおいて対応いたします。ブレ
		別速計認可手続さにおいて対応いたします。
		一下の破損等、風刀発電設備の構造設計については、発電用風力設備の技術基準(発電用風力設備
		は、発電用風力設備の技術基準 (発電用風力設備 に関する技術基準を定める省令) が定められてお
		に関する技術基準を定める省市) がためられており、事業計画地における風況観測データを確認の
		リ、尹耒町凹地にわける風仇観側プータを帷部の

(表は次ページに続く。)

上、上述のボーリング調査による地質・地盤等を

踏まえた耐風性・耐震性に適合した設備を設置い たします。

また、火災への対応としては、自動消火設備を 取り付けるとともに、緊急時にはすぐに駆け付け られるよう、連絡体制を明確にいたします。

表 1(2) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 2)

意見の概要 事業者の見解 No. 3 コウモリ類について、環境の保全の見地からの 意見書の内容は、要約せずに全文を記載いたし 意見を以下に述べます。貴社及び委託先(日本気 ます。また、順番についても並び替えずに記載い 象協会) の作為が入る恐れがあるので、本意見書 たします。 の内容は要約したり順番を並び替えたりしないで ください。 (1) コウモリ類の予測結果 (ブレード・タワーへの 接近接触)について 本事業で採用する風力発電機の機種は確定でき コウモリ類は夜間に大量の害虫を捕食するた め、農業において重要な役割を果たしている益獣 ておりませんが、想定する機種では、フェザリン です。コウモリ類は通常1年に1~2仔しか産まな グ機能があることを確認しております。準備書に いため、死亡率のわずかな増加により絶滅の危険 対する審査を踏まえた上で、評価書において、専 性が高まります。よって、コウモリ類の保護には 門家等へのヒアリングを実施し、環境保全措置を 真剣な取り組みが必要であると私たちは信じてお 検討いたします。 なお、コウモリ類のブレード等への接触に係る ります。 貴社の風力発電事業においてバットストライク 予測には、不確実性を伴っていると考えておりま が発生した場合、企業としてどのような責任を持 すので、事後調査として、バットストライク調査 ち、どのような措置を取るつもりであるのか、私 を実施いたします。事後調査の結果、環境保全措 置を講じた上で著しい影響が生じると判断した際 たちは非常に関心を持っています。もし、貴社が 「コウモリ類に影響がある」と少しでも認識(予 は、専門家等のご助言を得ながら、状況に応じて 見)している場合、「著しい影響が発生する前か 追加的な環境保全措置を検討いたします。 ら」できる限りの保全措置をすることが重要であ ると考えています。事故が起こってから(個体が 死んでから)検討するのでは手遅れとなるため、 事前に保全措置を検討することを求めます。 (2) コウモリ類の保全措置が不適切 P1085 に、本事業のコウモリ類の保全措置とし 既設の風力発電機及び新設の風力発電機のフェ て「カットイン風速未満のフェザリング(風力発 ザリング機能について以下のとおり回答いたしま 電機のブレードを風に対して並行にして回転を止 す。 めること)」が記載されておりません。以下の疑 問があるのでお答えください。 1)結局のところ、本事業で設置する予定の風力発 1) 本事業で採用する風力発電機の機種は確定でき 電機は、カットイン風速(発電を開始する風 ておりませんが、想定する機種では、フェザリ 速) 未満でフェザリング (風力発電機のブレー ング機能があることを確認しております。準備 ドを風に対して並行にし回転を止めること)を 書に対する審査を踏まえた上で、評価書におい て、専門家等へのヒアリングを実施し、環境保 するのでしょうか?しないのでしょうか?よく わかりませんので明記してください。 全措置を検討いたします。 2) 既設の風力発電機は、カットイン風速 (発電を 2) 既設の風力発電機は、カットイン風速時に発電 開始する風速) 未満であってもブレードは回転 を開始できるよう、カットイン風速未満でも非 するのでしょうか。 常にゆっくりと回転(遊転状態)する仕様とな っております。 3) 既設の風力発電機は、カットイン風速を任意に 3) 既設の風力発電機は、カットイン風速を任意に 変更できるのでしょうか? 変更できます。 4) 既設の風力発電機は、弱風時にフェザリング 4) 既設の風力発電機は、弱風時 (カットイン風速 (風力発電機のブレードを風に対して並行にし 未満) にフェザリング状態となります。 回転を止めること)を実行できるのでしょう か? 5) 本事業で設置する予定の風力発電機は、カット 5) 本事業で採用する風力発電機は確定できており

(表は次ページに続く。)

ませんが、想定する機種では、カットイン風速

イン風速 (発電を開始する風速) 未満であって

No.	意見の概要	事業者の見解
	もブレードは回転するのでしょうか。	時に発電を開始できるよう、カットイン風速未
		満でも非常にゆっくりと回転(遊転状態)する
		仕様となっております。
	6)本事業で設置する予定の風力発電機は、カット	6)本事業で採用する風力発電機は確定できており
	イン風速を任意に変更できるのでしょうか?	ませんが、想定する機種によって、カットイン
		風速の変更の可否が異なります。
	7)本事業で設置する予定の風力発雷機は、弱風時	7)本事業で採用する風力発電機は確定できており
	にフェザリング(風力発篭機のブレードを風に	ませんが、想定する機種では、フェザリング機
	対して並行にし回転を止めること)を実行でき	能があることを確認しております。
	るのでしょうか?	
5	(3)コウモリ類の保全措置が不適切	
	コウモリ類の専門家の船越公威さんの著書に	本事業で採用する風力発電機の機種は確定でき
	は、風力発電事業におけるコウモリ類の保全措置	ておりませんが、想定する機種では、フェザリン
	として「低風速時に風車のブレードを風と平行に	グ機能があることを確認しております。準備書に
	すること(フェザリング)」が記載されています。	対する審査を踏まえた上で、評価書において、専
	事業者は『最新の科学的知見に則った保全措置を	門家等へのヒアリングを実施し、環境保全措置を
	する』といいました。本事業においてもコウモリ	検討いたします。
	類への影響が予測されますので、最新の科学的知	
	見に則り、死亡事故が発生する前に「カットイン	
	風速未満のフェザリングをすること」をコウモリ	
	類の保全措置として実施してください。実施しな	
	い場合は、「カットイン風速未満のフェザリング」	
	が実施できない根拠を述べてください。	
	・「コウモリ学 適応と進化」(2020 年,船越公威,	
	東京大学出版会, p229)	
6	(4)国内の風力発電事業者は、コウモリ類の保全措	
	置として「カットイン風速未満のフェザリン	
	グ」を採用しています※。	
	「カットイン風速未満のフェザリング」は、貴	本事業で採用する風力発電機の機種は確定でき
	社も採用している実施可能な技術ですので、本事	ておりませんが、想定する機種では、フェザリン
	業でも採用してください。採用しない場合は、コ	グ機能があることを確認しております。準備書に
	ウモリ類の保全措置として「カットイン風速未満	対する審査を踏まえた上で、評価書において、専
	のフェザリングを採用しない(できない)」理由を	門家等へのヒアリングを実施し、環境保全措置を
	述べてください。	検討いたします。
	※「カットイン風速未満のフェザリング」をコウ	
	モリ類の保全措置として採用した事業	
	・「(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業環境影	
	響評価準備書」(令和3年3月、コスモエコパワ	
	一株式会社) p1148	
	・「(仮称)八の沢風力発電事業に係る環境影響評価書」(今和2年4日 性式会社ませて終史)	
	価書」(令和 3 年 4 月、株式会社斐太工務店) p.1017	
	p1017 ・「(仮称) 動鳴山風力発電事業環境影響評価準備	
	書」(令和3年11月、自然電力株式会社)p1004	
	・「(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電	
	事業環境影響評価準備書 (令和3年12月、日	
	事業環境影響計画学開音」(7 和 3 年 12 月、日 本風カエネルギー株式会社)p1297	
	・「(仮称) 唐津風力発電事業に係る環境影響評価	
	準備書」(令和4年2月、日本風カエネルギー株	
	式会社) p799	
	- 「(仮称)大分・臼杵ウィンドファーム事業に係	
	る環境影響評価書」(令和4年2月、大分臼杵風	
	力発電合同会社) p1075	
	- 「(仮称) 小田野沢風力発電事業更新計画環境影	
	響評価書[公開版]」(令和4年6月、株式会社	
	音叶画音 [ム所成]] (1741 + 1 0 万、休代云任 ユーラスエナジーホールディングス) p864	
	・「(仮称) クリーンエナジー会津若松風力発電事	
	、「「「「」」、「「」、「「日日日月月11日中	1

No.	意見の概要	事業者の見解
	業環境影響評価準備書」(令和5年7月、クリー	* 715 EL (2.7874)
	ンエナジー合同会社) p1170	
	・「(仮称) 瀬戸ウィンドヒル建替え事業環境影響	
	評価準備書」(令和5年7月、株式会社瀬戸ウィ	
	ンドヒル) p1053	
7	(5)ヒナコウモリ、コウモリ目(10~30kHz)の予測	
	結果 (ブレード等への接近)	
	P688、691「風況観測塔 50m 地点において観測し	本事業で採用する風力発電機の機種は確定でき
	た音声モニタリング調査において、通過事例が確	ておりませんが、想定する機種では、フェザリン
	認されたこと、2022年9月~2023年8月に実施し	グ機能があることを確認しております。準備書に
	た既設風車発電機周辺のバットストライク調査	対する審査を踏まえた上で、評価書において、専
	(死骸調査) においても死骸が確認されたことか	門家等へのヒアリングを実施し、環境保全措置を
	ら、特定の時期及び時間帯においては、ブレード	検討いたします。
	等への接触の可能性があるものと予測する。本種	なお、コウモリ類のブレード等への接触に係る
	の衝突に係る予測は不確実性が伴っていることか	予測には、不確実性を伴っていると考えておりま
	ら、バットストライクの有無を確認するための事	すので、事後調査として、バットストライク調査
	後調査を実施する」とあります。	を実施いたします。事後調査の結果、環境保全措
	つまり、『影響が予測されるけど、カットイン風	置を講じた上で著しい影響が生じると判断した際
	速未満のフェザリングはせずに、事後調査をす	は、専門家等のご助言を得ながら、状況に応じて
	る』ということですか?	追加的な環境保全措置を検討いたします。
	貴社の風力発電所では既に多数のコウモリが死	
	んでいますし、国内ではこれまで 300 個体以上の	
	バットストライクが確認されています※。『予測は	
	不確実性を伴う』と主張していますが、『確実』に	
	コウモリは死んでいますよね?影響があると予測	
	しながら、対策を何もしないでコウモリを殺すな	
	らば、それは「未必の故意」です。なんという無 責任な態度でしょう。これ以上コウモリを殺さな	
	真正な歴及でしょう。これ以上コッセッを校さな いでください。	
	適切な環境保全措置をしない無責任な事業者	
	に、再エネ賦課金を支払い続けるのは納得いきま	
	せん。	
	 (<u>※</u> バットストライクの国内事例)	
	・45個体(4種、1~32個体)「風力発電施設でのバ	
	ットストライク問題、2015,07までに調べた6事	
	業」(平成 29(2017)年,河合久仁子,ワイルドラ	
	イフ・フォーラム誌 22(1)).	
	・ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユ	
	ビナガコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、	
	コウモリ類3個体、合計37個体「会津布引高原	
	風力発電所設置事業事後調査報告書」(平成	
	22(2010)年 6 月,株式会社ジェイウィンド) 福	
	島県.	
	・ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、	
	合計 3 個体「静岡県西部の風力発電所で見つか	
	ったコウモリ類 2 種の死骸について」(平成 20/2019)矢 乗見済出はか、東海点外誌(11))教	
	30(2018)年, 重昆達也ほか、東海自然誌(11))静 岡県.	
	一呵乐. ・ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業	
	環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成	
	30(2018)年10月,株式会社ジェイウインド)青	
	30(2016) 平 10 万, 休込云社フェイワイン下) 森県.	
	- ***・ ・コテングコウモリ1個体、ヤマコウモリ2個体、	
	ユビナガコウモリ2個体、ヒナコウモリ4個体、	
	合計 9 個体「高森高原風力発電事業環境影響評	
	価報告書」(平成 31 (2019) 年 4 月,岩手県)岩手	
	県.	

No.	意見の概要	事業者の見解
	・コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、	
	合計8個体「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環	
	境影響評価書(公開版)」(平成31(2019)年4月,	
	株式会社ジェイウインド上ノ国)北海道.	
	・ヒナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、	
	種不明コウモリ2個体、合計8個体「横浜町雲	
	雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」	
	(令和元(2019)年 12 月,よこはま風力発電株式 会社) 青森県.	
	・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体、	
	合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評	
	価事後調査報告書」(令和2(2020)年2月,コスモ	
	エコパワー株式会社)北海道.	
	・ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、ア	
	ブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区に	
	おける風力発電事業供用に係る事後調査報告書	
	(第2回)」(令和2(2020)年4月,風の松原自然	
	エネルギー株式会社)秋田県	
	・ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ4個体、ア	
	ブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属(フ ジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモ	
	リ)1個体、コウモリ類1個体、合計9個体「能	
	代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評	
	価書」(令和2(2020)年8月,東北自然エネルギー	
	株式会社) 秋田県.	
	・ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業	
	事後調査報告書」(令和 2(2020)年 10 月,コスモ	
	エコパワー株式会社) 岩手県.	
	・ヒナコウモリ2個体「(仮称) 新むつ小川原ウィ	
	ンドファーム事業環境影響評価準備書(公開	
	版)」(令和 3(2021)年 3 月,コスモエコパワー株	
	式会社)青森県.	
	・ヒナコウモリ1個体「(仮称) 新岩屋ウィンドパ	
	ーク事業環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3(2021)年 3 月,コスモエコパワー株式会社)青	
	森県.	
	・ヒナコウモリ科 2 個体「ユーラス大豊ウインド	
	ファームに係る環境影響評価事後調査報告書」	
	(令和 3(2021)年 5 月,合同会社ユーラス大豊風	
	力)高知県.	
	・ヒナコウモリ7個体、ユビナガコウモリ1個体、	
	コウモリ類1個体、合計9個体「潟上海岸にお	
	ける風力発電事業に係る環境影響評価事後調査	
	報告書(公開版)」(令和3(2021)年3月,株式会	
	社 A-WINDENERGY) 秋田県. ・クロオオアブラコウモリ1個体、ヒナコウモリ3	
	・クロオオテングコワモリ I 個体、ピリコワモリ3 個体、合計 4 個体「せたな大里ウインドファー	
	ム環境影響評価報告書」(令和3(2021)年8月,株	
	式会社ジェイウィンドせたな) 北海道.	
	・ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 3 個体、	
	合計 4 個体「掛川風力発電事業環境影響評価事	
	後調査報告書」(令和3(2021)年8月,掛川風力開	
	発株式会社)静岡県.	
	・ヒナコウモリ 3 個体「ユーラス石巻ウィンドフ	
	アーム環境影響評価報告書」(令和3(2021)年10	
	月,株式会社ユーラスエナジーホールディング	
	ス)宮城県.	

	見解
・ヒナコウモリ科1個体「(仮称) 八竜風力発電所	
更新事業に係る環境影響評価準備書」(令和	
3(2021)年 10月,株式会社エムウインズ八竜)秋	
田県.	
・ヤマコウモリ1個体「JRE酒田風力発電所更新計	
画環境影響評価準備書」(令和4(2022)年1月,ジ	
ャパン・リニューアブル・エナジー株式会社)	
山形県.	
・ヒナコウモリ 2 個体「幌延風力発電事業更新計	
画環境影響評価準備書」(令和4(2022)年2月,幌	
延風力発電株式会社)北海道.	
・ヒナコウモリ 17 個体、モリアブラコウモリ 7 個	
体、ホオヒゲコウモリ属 1 個休、合計 25 個体 「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響」	
評価報告書 [公開版]」(令和 4(2022)年 2 月,株	
計価報 古価報 「	
田県	
・ヒナコウモリ 42 個体、ヤマコウモリ 1 個体、ア	
ブラコウモリ 2 個体、モリアブラコウモリ 7 個	
体、ユビナガコウモリ 1 個体、ホオヒゲコウモ	
リ属 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 58 個体	
「ユーラス由利高原ウインドファーム[公開	
版]」(令和 4(2022)年 2 月,株式会社ユーラスエ	
ナジーホールディングス) 秋田県.	
・アブラコウモリ 4 個体、ヤマコウモリ 1 個体、	
ヒナコウモリ9個体、ユビナガコウモリ2個体、	
コウモリ類 2 個体、合計 18 個体「潟上海岸にお	
ける風力発電事業に係る環境影響評価事後調査	
報告書(供用2年目の調査結果)」(令和4(2022)	
年6月,株式会社A-WINDENERGY)秋田県.	
・ヒナコウモリ 12 個体、モモジロコウモリ 5 個	
体、ユビナガコウモリ 3 個体、ヤマコウモリ 2	
個体、コテングコウモリ 1 個体、コキクガシラ コウモリ 1 個体、コウモリ目の一種 10 個体、合	
計 35 個体「秋田潟上ウインドファーム風力発電」	
事業環境影響評価事後調査報告書」(令和	
4(2022)年12月,秋田潟上ウィンドファーム合同	
会社) 秋田県.	
・ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 1 個体、	
合計2個体「(仮称) 新浜田ウィンドファーム発	
電事業環境影響評価準備書」(令和 5(2023)年 1	
月,株式会社グリーンパワーインベストメン)広	
島県、島根県.	
・ヒナコウモリ 1 個体「六ヶ所村風力発電所リプ	
レース事業環境影響評価準備書」(令和 5(2023)	
年2月,日本風力開発株式会社)青森県.	
・アブラコウモリ2個体、コヤマコウモリ1個体、	
ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ2個体、コーカエリ短1個体、ヘシーの関係「小教園力を表示」	
ウモリ類 1 個体、合計 8 個体「八峰風力発電所」	
影響評価事後調査報告書」(令和5(2023)年3月, 八峰風力開発株式会社)秋田県.	
・アブラコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、	
- ・	
電所環境影響評価報告書」(令和5(2023)年7月,	
若美風力開発株式会社)秋田県.	
・コウモリ類 1 個体「浮体式洋上風力発電設備	
(ふくしま未来)設置実証研究事業及び浮体式	

No. 意見の概要 事業者の見解 洋上超大型風力発電機 設置実証事業環境影響評 価報告書」(令和 3(2021)年 10 月,経済産業省資 源エネルギー庁)福島県. ・アブラコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 1 個体、 合計 6 個体「上北小川原風力発電事業に係る環 境影響評価報告書」(令和5(2023)年6月,株式会 社大林クリーンエナジー)青森県. ・コヤマコウモリ 7 個体、ヤマコウモリ 2 個体、 ヒナコウモリ 3 個体、合計 12 個体「(仮称) 松 前北部風力発電事業((現) リエネ松前風力発電 所) 環境影響評価報告書」(令和 5(2023)年 11 月,松前ウィンドファーム合同会社)北海道. ・アブラコウモリ16個体、ヤマコウモリ2個体、 ヒナコウモリ10個体、種不明コウモリ1個体、 合計 29 個体「能代風力発電所リプレース計画に 係る事後調査報告書」(令和6(2024)年3月,東北 電力株式会社) 秋田県. ・アブラコウモリ 1 個体、アブラコウモリ属 1 個 体、ヒナコウモリ4個体、合計6個体「(仮称) 野辺地風力発電事業更新計画環境影響評価準備 書」(今和 6(2024)年 4 月株式会社ユーラスエナ ジーホールディングス)青森県. ・アブラコウモリ属4個体、ヒナコウモリ4個体、 ユビナガコウモリ1個体、合計9個体「JRE 鶴岡 八森山風力発電所環境影響評価報告書」(令和 6(2024)年4月, 合同会社 IRE 鶴岡八森山(代表 社員ジャパン・リニューアブル・エナジー株式 会社)) 山形県. ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、合 計 5 個体「中里風力発電所環境影響評価報告 書」(令和6(2024)年7月,中里風力合同会社)青 森県. ・ヒナコウモリ1個体、コウモリ類1個体、合計2 個体「北野沢風力発電事業更新計画環境影響評 価準備書」(令和6(2024)年8月,合同会社ユーラ スエナジー北野沢)青森県. (6) ヒナコウモリ、コウモリ目 (10~30kHz) の予測 8 結果 (ブレード等への接近) P688、691「風況観測塔 50m 地点において観測し 本事業で採用する風力発電機の機種は確定でき た音声モニタリング調査において、通過事例が確 ておりませんが、想定する機種では、フェザリン 認されたこと、2022年9月~2023年8月に実施し グ機能があることを確認しております。準備書に 対する審査を踏まえた上で、評価書において、専 た既設風車発電機周辺のバットストライク調査 門家等へのヒアリングを実施し、環境保全措置を (死骸調査) においても死骸が確認されたことか ら、特定の時期及び時間帯においては、ブレード 検討いたします。 なお、コウモリ類のブレード等への接触に係る 等への接触の可能性があるものと予測する。本種 の衝突に係る予測は不確実性が伴っていることか 予測には、不確実性を伴っていると考えておりま ら、バットストライクの有無を確認するための事 すので、事後調査として、バットストライク調査 後調査を実施する」とあります。 を実施いたします。事後調査の結果、環境保全措 つまり、『影響は予測されるけど、カットイン風 置を講じた上で著しい影響が生じると判断した際 速未満のフェザリングはせずに、事後調査をす は、専門家等のご助言を得ながら、状況に応じて る』ということですか。 追加的な環境保全措置を検討いたします。 「コウモリ類の活動期間中にカットイン風速 (発電を開始する風速)の値を上げること及び低 風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを 風に対して並行にして回転を止めること)を行う こと」がバットストライクを低減できる、「科学的

に立証された保全措置」です(文献 1)。また、国

No.	意見の概要	事業者の見解
	内において貴社はその低減効果を証明しています	7 214 12 2 2 2 3 1
	(文献 2、文献 3)。事業者は『できる限りの保全	
	措置をする』といいました。それでは、先手を打	
	って死亡事後が発生する前に、適切な環境保全措	
	置を講じるべきはないのですか。	
	(文献 1) Effectiveness of Changing Wind Turbine	
	Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind	
	Facilities Final Report, Edward B. Arnett and	
	Michael Schirmacher. 2010	
	(文献 2)「ユーラス東由利原ウインドファーム環	
	境影響評価報告書[公開版]」(令和 4(2022)年 2	
	現む音計画報音音 [公開版]] (7和 4(2022)年2 月,株式会社ユーラスエナジーホールディングス)	
	秋田県.	
	(文献 3)「ユーラス由利高原ウインドファーム	
	[公開版]」(令和 4(2022)年 2 月,株式会社ユーラ	
	スエナジーホールディングス) 秋田県.	
9	(7) ヒナコウモリ、コウモリ目 (10~30kHz) の予測	
	結果(ブレード等への接近)	
	P688、691「風況観測塔 50m 地点において観測し	本事業で採用する風力発電機の機種は確定でき
	た音声モニタリング調査において、通過事例が確	ておりませんが、想定する機種では、フェザリン
	認されたこと、2022年9月~2023年8月に実施し	グ機能があることを確認しております。準備書に
	た既設風車発電機周辺のバットストライク調査	対する審査を踏まえた上で、評価書において、専
	(死骸調査) においても死骸が確認されたことか	門家等へのヒアリングを実施し、環境保全措置を
	ら、特定の時期及び時間帯においては、ブレード	検討いたします。
	等への接触の可能性があるものと予測する。本種	なお、コウモリ類のブレード等への接触に係る
	の衝突に係る予測は不確実性が伴っていることか	予測には、不確実性を伴っていると考えておりま
	ら、バットストライクの有無を確認するための事	すので、事後調査として、バットストライク調査
	後調査を実施する」とあります。	を実施いたします。事後調査の結果、環境保全措
	つまり影響は予測されるけど、 <u>カットイン風速</u>	置を講じた上で著しい影響が生じると判断した際
	未満のフェザリングはせずに、事後調査をする』	は、専門家等のご助言を得ながら、状況に応じて
	<u>ということですか。</u>	追加的な環境保全措置を検討いたします。
	1) 予測の不確実性を伴うことは、事業者が「適切	
	な環境保全措置を実施しないための正当な理	
	由」にはなりません。1992 年の国連環境開発会	
	議(UNCED)リオ宣言は、原則 15 で以下のように	
	記されています。「環境を保護するためには、予	
	防的な取組方法が各国の能力に応じてそれぞれ	
	の国で広く適用されなければならない。深刻	
	な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場	
	合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪	
	化を防止するための費用対効果の大きな対策を	
	延期する理由として使われてはならない」。	
	2)「予測は不確実性が伴う」としても、バットス	
	トライクという不可逆的影響があると予測(予	
	見)されるならば、先手を打って「フェザリン	
	グ(風力発電機のブレードを風に対して並行に	
	して回転を止めること)」を実施するべきでしょ	
	う。	
10	(8)「事後調査」は信用できません1	
	国内の風力発電事業については、近年、その事	電気事業法第46条20において、『評価書に記載
	後調査報告書が出されています。しかしその中身	されているところにより、環境の保全についての
	を読むと、主観的な、事業者にとって都合のよい	適正な配慮をしてその特定対象事業に係る事業用
	ことばかりが書いてあり、本当に呆れました。『事	電気工作物を維持し、及び運用しなければならな
	後調査で影響があれば保全措置をする』という主	い。』とされております。そのため、事業者とし
	張は口約束であり、実施されないケースがあまり	て責任を持って評価書に記載の環境保全措置を実
I	に多く、信用できません。事後調査報告書とは事	施いたします。
	に多く、信用しるません。事後訓育報 n 音とは垂	

No. 意見の概要 事業者の見解 を並べ立てた、責任転嫁のデタラメな作文に他な 定できておりませんが、想定する機種では、フェ りません。 ザリング機能があることを確認しております。準 例えば、環境保全措置として「ライトアップ不 備書に対する審査を踏まえた上で、評価書におい て、専門家等へのヒアリングを実施し、環境保全 使用および航空障害灯の閃光灯採用」を行った、 ある事業者は、事後調査で複数のコウモリが死ん 措置を検討いたします。 でいたにもかかわらず、「バットストライクの懸念 なお、コウモリ類のブレード等への接触に係る が著しくない」として追加の保全措置を何もせず 予測には、不確実性を伴っていると考えておりま に事後調査を打ち切っています(文献1、文献2、 すので、事後調査として、バットストライク調査 文献 3、文献 4、文献 5)。特に酷いのは、「米国の を実施いたします。事後調査の結果、環境保全措 事例では 1 基あたりの年間衝突率はコウモリ類で 置を講じた上で著しい影響が生じると判断した際 ○個体/基/年であり、本事業での 1 基あたりの は、専門家等のご助言を得ながら、状況に応じて 衝突数はコウモリ類で○個体/基/年といずれも 追加的な環境保全措置を検討いたします。 その範疇であった。以上より、コウモリ類に関し 事後調査報告書には、バットストライク調査に おいて確認したすべての事例を記載いたします。 て影響は大きいものではない」(文献 4)と主張す る事業者(専門家は烏類専門家、委託先は株式会 また、事後調査報告書については、対象の分野を 社自然科学調査事務所) や、「福島県では、○羽ほ 専門に調査・研究をされており、対象事業実施区 ど衝突しており、それと比べても死骸の数は少な 域及びその周囲の地域に精通した専門家等へのヒ く、影響は大きいものではない」(文献 5)と主張 アリングを実施した後、行政機関と協議を行い、 する事業者(専門家は鳥類専門家、委託先は日本 内容をご確認いただいた上で公表いたします。 ご参考までに、弊社の他事業では、事後調査の 気象協会)がいることです。調査頻度や事業規 模、立地環境も全く異なる調査結果をもちだし、 結果を踏まえた上で、状況に応じて追加的な環境 さらに死骸消失率や見落とし率も一切考慮せず 保全措置を実施しております。一例になります に、見つかった死骸数を単純に比較して、影響が が、フェザリング風速の変更等を行い、事後調査 小さい、大きい等と主張することはできません。 を継続することにより、効果の検証を行っており そもそもこれは「他人はもっと殺している。それ より殺した数は少ないから影響はない」という主 上記の弊社の他事業における環境保全措置の検 張と同じ、話のすり替えです。 証結果を踏まえながら、本事業においても状況に (文献 1)「大間風力発電所建設事業環境の保全の 応じて環境保全措置を検討いたします。 ための措置等に係る報告書」(平成 30(2018)年,株 式会社ジェイウインド,委託先:株式会社ジェイペ ック) P. 327 (文献 2)「ユーラス石巻ウインドファーム環境影 響評価報告書」(令和 3(2021)年,株式会社ユーラ スエナジーホールディングス,委託先:アジア航測 株式会社) P.84 (文献 3) 「潟上海岸における風力発電事業に係る 環境影響評価事後調査報告書(供用2年目の調査 結果)」(令和 4(2022)年 6 月,株式会社 A-WINDENERGY, 委託先:エヌエス環境株式会社) P. 67 (文献 4)「秋田潟上ウインドファーム風力発電事 業環境影響評価事後調査報告書」(令和 4(2022)年 12 月, 秋田潟上ウィンドファーム合同会社, 委託 先:株式会社自然科学調査事務所) P. 132, P390 (文献 5)「八峰風力発電所影響評価事後調査報告 書」(令和5(2023)年3月,八峰風力開発株式会社、 委託先:日本気象協会) P. 159, P160 (9)「事後調査」は信用できません2 11 国内の風力発電事業については、近年、その事 電気事業法第46条20において、『評価書に記載 後調査報告書が出されています。しかしその中身 されているところにより、環境の保全についての を読むと、主観的な、事業者にとって都合のよい 適正な配慮をしてその特定対象事業に係る事業用 ことばかりが書いてあり、本当に呆れました。『事 電気工作物を維持し、及び運用しなければならな い。』とされております。そのため、事業者とし 後調査で影響があれば保全措置をする』という主 張は口約束であり、実施されないケースがあまり て責任を持って評価書に記載の環境保全措置を実 に多く、信用できません。 施いたします。 なぜこのような不適切な事後調査報告書が横行 また、本事業で採用する風力発電機の機種は確

(表は次ページに続く。)

定できておりませんが、想定する機種では、フェ

ザリング機能があることを確認しております。準

しているかというと、事後調査では事業者が選定

した専門家がその結果を独断で判断し、事業者に

No.	意見の概要	事業者の見解
	都合の良い意見を出すからです。このため風力発電事業が環境へ与える影響が見過ごされています。よって「事後調査」は信用できません。	備書に対する審査を踏まえた上で、評価書において開門家等へのとます。 おお、コウモリ類のブレード等への接触に係る予測には、事後では、事後では、事後では、事後では、事後では、事後では、事後では、事後で
12	(10)「事後調査」は信用できません3 事業調査について、「専門家(自称)による杜撰な審査」が全国名地の風力発電事業で実際に起こっているわけですから、風力発電事業の事後調査報告は信用に値しないと言わざるを得ません。毎年コウモリ類は大量に死に、その個体数は回復不能なほど減少し、すぐに絶滅してしまうでしょう。コウモリ類がいなくなれば、害虫が大量に必ずとし、農業や林業、生活に影響を与え、結果的に地域住民、ひいては国民が困ることになります。風力発電事業を持続可能にするためには、事後間査が公正かつ透明であることが絶対に必要です。そのためには、事業者が独自に専門家を選ぶのではなく、独立した第三者機関が審査を行うことが必須です。また、専門家の選定を事業者任せにせず、国や自治体が選任することが重要です。しかし、現在のアセス制度にそのような機能はありません。よって「事後調査」は信用できません。	応じて環境保全措置を検討いたします。 現行の環境影響評価制度においては、ヒアリングを実施する専門家等を国や自治体または独立した第三者機関が、選定または審査する仕組みはございません。 なお、事後調査報告書については、対象の分野を専門に調査・研究をされており、対象事業実施区域及びその周囲の地域に精通した専門家等へのヒアリングを実施した後、行政機関と協議を行い、内容をご確認いただいた上で公表いたします。
13	(11)「事後調査」は信用できません4 本事業者の「事後調査」について、疑念がある のでお答えください。1)事後調査結果について住民は意見書を出せます か?2)事後調査結果を公正に審査する公的な委員会は ありますか?	1)環境影響評価法上、事後調査報告書においては、公表のみとなっており、意見書の募集はございません。なお、事後調査報告書に関わらず、ご意見がございましたら、弊社へ意見書を郵送いただけますと幸いです。 2)事後調査報告書については、対象の分野を専門に調査・研究をされており、対象事業実施区域及びその周囲の地域に精通した専門家等へのヒアリングを実施した後、行政機関と協議を行

No.	意見の概要	事業者の見解
		い、内容をご確認いただいた上で公表いたしま す。
	3)事後調査で事業者側がヒアリングする自称専門 家は事業者の利害関係者(謝金の支払いを含む)ですか? 4)3)の自称専門家が利害関係者でないこと(忖度	3)事後調査の結果に対して、専門家等ヘヒアリングを実施する際には、事業者と利害関係がない専門家等を選定いたします。 4)専門家等の詳細は、個人情報に関わるためお示
	しない者であること)を証明してださい。	しできませんが、専門家等へヒアリングを実施する場合には、事業者と利害関係がない専門家等を選定いたします。なお、事後調査報告書については、対象の分野を専門に調査・研究をされており、対象事業実施区域及びその周囲の地域に精通した専門家等へのヒアリングを実施した後、行政機関と協議を行い、内容をご確認いただいた上で公表いたします。
	5) 仮に事後調査でコウモリ類の死骸が確認されて も、事業者が追加の保全措置をする義務はな く、罰則もないのは本当ですか?	5) 事業者が事後調査の結果を踏まえた上で、追加 的な環境保全措置を講ずることについて、法律 上、義務及び罰則の定めはございません。
	6)5)について本当ならば、事後調査でコウモリ類 の死骸が確認された場合、だれが追加的保全措 置の行使を保証するのですか?	6) 電気事業法第46条20において、『評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業に係る事業用電気工作物を維持し、及び運用しなければならない。』とされております。そのため、事業者として責任を持って環境影響評価図書に記載の環境保全措置を実施いたします。
	7) 事後調査でコウモリが複数死んでいた場合でも、他の事業者は「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置をしていません。コウモリは年に1回だけ繁殖し、1回に1~2頭しか仔を産みません。そのため1年間で死亡するのがたとえ数個体であっても、風車で毎年コウモリを殺し続ければ、個体群は回復不能になりやがて絶滅します。本事業者が追加の保全措置を行使する基準「著しい影響」とは何個体なのかを具体的に述べてください。	7)環境影響の程度が著しい状況とは、特定の種の 衝突事例が多数確認される等を想定しておりま す。事後調査においては、風力発電機の稼働状 況及び事後調査の結果を踏まえ、総合的に環境 影響の程度を判断いたします。
	8) 事後調査を踏まえた追加的保全措置の行使について、その実行性を保証してください。	8)準備書p1106「表8.3-1(2) 事後調査計画」のとおり、事業者として責任を持って環境影響評価図書に記載の環境保全措置を実施いたします。また、弊社の他事業では、事後調査の結果を踏まえた上で、状況に応じて追加的な環境保全措置を実施しております。一例になりますが、フェザリング風速の変更等を行い、事後調査を継続することにより、効果の検証を行っております。上記の弊社の他事業における環境保全措置の検証結果を踏まえながら、本事業においても状況に応じて環境保全措置を検討いたします。
	9) 最新の知見を踏まえた保全措置(フェザリング)は、コウモリを殺す前から実施してください。	9) 本事業で採用する風力発電機の機種は確定できておりませんが、想定する機種では、フェザリング機能があることを確認しております。準備書に対する審査を踏まえた上で、評価書において、専門家等へのヒアリングを実施し、環境保全措置を検討いたします。
	10) 普通種であろうが重要種であろうが、1 頭たり ともコウモリを殺さないでください。	10)評価書においても、専門家等ヘヒアリングを実施し、効果的な環境保全措置を検討いたします。
14	(12)「事後調査」は信用できません5 風力発電事業においては、コウモリ類の保護に ついて十分に配慮する必要があります。コウモリ	現行の環境影響評価制度においては、ヒアリン グを実施する専門家等を国や自治体または独立し

No.	意見の概要	事業者の見解
	類は、風車のブレードに衝突するほか、風車の回	た第三者機関が、選定または審査する仕組みはご
	転によって発生する気流に巻き込まれて死亡する	ざいません。
	ことが科学的に判明しています。しかし、風力発	なお、事後調査報告書については、対象の分野
	電事業の事後調査は、公正かつ独立した第三者の	を専門に調査・研究をされており、対象事業実施
	専門家による審査が不足しています。現状では、	区域及びその周囲の地域に精通した専門家等への
	事業者が選定した専門家によって事後調査の結果	ヒアリングを実施した後、行政機関と協議を行
	が判断されてしまうため、保全措置の実際の効果	い、内容をご確認いただいた上で公表いたしま
	や問題点について客観的な評価ができていないと	す。
	言わざるを得ません。更にある問題点としては、	
	専門家が事業者から謝金を受け取っているため、	
	事業者に忖度し、事業者に都合の良いことを言う	
	可能性が高いことが挙げられます。	
	このような状況下では、風力発電事業の問題点	
	が適切に審査されず、コウモリ類への影響やリス	
	クを十分に評価することはできません。よって	
	「事後調査」は信用できません。	
15	(13)「事後調査」は信用できません6	and the complete PLANTE and the state of the
	繰り返しますが、風力発電事業の事後調査は、	現行の環境影響評価制度においては、ヒアリン
	公正かつ独立した第三者の専門家による審査が不	グを実施する専門家等を国や自治体または独立し
	足しています。現状では、事業者が選定した専門	た第三者機関が、選定または審査する仕組みはご
	家によって事後調査の結果が判断されてしまうた	ざいません。
	め、保全措置の実際の効果や問題点について客観	なお、事後調査報告書については、対象の分野
	的な評価ができていないと言わざるを得ません。	を専門に調査・研究をされており、対象事業実施
	更にある問題点としては、専門家が事業者から謝	区域及びその周囲の地域に精通した専門家等への
	金を受け取っているため、事業者に忖度し、事業	ヒアリングを実施した後、行政機関と協議を行
	者に都合の良いことを言う可能性が高いことが挙	い、内容をご確認いただいた上で公表いたしま
	げられます。	す。
	そこで、事業者とは独立した評価・審査が必要	
	となってきます。公正かつ独立した機関や評価、 専門的立場からの中立的なアドバイスなどが含ま	
	中口的立場が600年立的なアドハイへなどが含ましれる第三者の立場が重要です。このような評価や	
	番査を導入することで、事後調査の結果に関し	
	て、より客観的な立場から分析・評価することが	
	でき、風力発電事業の信頼性を高めることができ	
	ます。	
	事後調査について、客観的評価や審査を適切に	
	導入して下さい。風力発電事業の信頼性を高める	
	ためには、事後調査についての公正かつ独立した	
	第三者の評価・審査が、絶対に必要と考えます。	
16	(14)「事後調査」は信用できません7	
	最新のガイドライン※によれば、週1回(探索	
	間隔が7日)の頻度は、コウモリが見つかる前に	
	スカベンジャーに持ち去られる可能性が高くなる	
	ので推奨されていません。探索間隔が長いとコウ	
	モリ類の死亡日が推定できず、保全措置の検討が	
	できないためです。そのためコウモリ類の死骸確	
	認調査については、2日~4日間隔が許容される限	
	度であることも指摘されています。また、人によ	
	る調査はコウモリ類の死骸発見率が低いことも判	
	明しています。さらに、コウモリ類は弱風速時に	
	活動し、バットストライクは弱風速時に発生しや	
	すいことも分かっています。	
	以上のことから、	
	1)バットストライク調査は、毎日行うか、最低で	1)調査員によるバットストライク調査を週1回以上
	も 1 週間に 3 回の頻度で 4 月から 11 月まで行っ	実施する他、施設管理者による風力発電設備の
	てください。	点検時にも、風力発電機の周囲の死骸の有無を
		確認いたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
	2)バットストライク調査は早朝(午前中)に行っ	2)バットストライク調査は、午前中も含めて調査
	てください。	を実施いたします。
	3) バットストライク調査は、訓練されたイヌを使	3)バットストライク調査において、訓練犬による
	って調査してください。	調査を実施した事例はございませが、バットス
		トライク調査に当たっては、最新の知見を参考
		に実施いたします。
	4) バットストライク調査と並行して、ナセルに自	4) バットストライク調査の他、バットディテクタ
	動録音装置を設置し、活動量の調査を実施して	ーによる調査の実施を検討いたします。
	ください。	
	assessment and mitigation]	
	$\underline{\texttt{https://www.nature.scot/doc/bats-and-onshore-}}$	
	wind-turbines-survey - assessment-and-	
	mitigation	
17	(15)「事後調査」は信用できません8	
	1) 風力発電機により死亡するコウモリ類を減らす	1)本事業で採用する風力発電機の機種は確定でき
	ために、「カットイン風速未満のフェザーリン	ておりませんが、想定する機種では、フェザリ
	グ」が必要です。これらの対策は事業者が責任	ング機能があることを確認しております。準備
	を持って事前より実施することを求めます。	書に対する審査を踏まえた上で、評価書におい
		て、専門家等へのヒアリングを実施し、環境保
	の主体温まの仕用。これで11年の元財でかれた。	全措置を検討いたします。
	2) 事後調査の結果、コウモリ類の死骸が確認され	2)事後調査の結果、環境保全措置を講じた上で著した影響が作りている。
	た場合は、「追加の保全措置」を実施したうえ	しい影響が生じると判断した際は、専門家等の ご助言を得ながら、状況に応じて追加的な環境
	で、更に 1 年間のバットストライク調査を行っ て下さい。	こ切言を侍なから、状况に応じて追加的な環境 保全措置及び事後調査の継続を検討いたしま
	(1,91,0	休生指直及び事復調査の継続を使討いたしま す。
	3)事業者が地元自治体や環境保護団体に対して、	9。 3)事業者のウェブサイトでは、縦覧開始日より次
	適切かつ透明性の高い情報開示を行うことを求	の図書の公開日または1年経過日のいずれか早い
	めます。具体的には、法に規定される縦覧期間	日まで環境影響評価図書を閲覧することがで
	終了後も、環境省ホームページ(環境影響評価	き、「環境影響評価情報支援ネットワーク」
	情報支援ネットワーク)にて20年間、事後調査	(環境省 HP) にも事業者のウェブサイトのリン
	報告書を継続公開することを求めます。	クを掲載することにより、環境影響評価図書の
		公開に努めております。また、確定通知を受領
		した後である、環境影響評価図書及び事後調査
		報告書は環境省図書館への寄贈を行っており、
		縦覧または公表期間が終了した後も閲覧できま
		t.
	4) 事後調査の結果は、毎年速やかに公表すること	4)事後調査を終えた段階で、事後調査報告書とし
	を求めます。	て取りまとめを行い、速やかに公表いたしま
		す。
	以上	

表 1(3) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 3)

動物について、不足している現地調査を行い、 その結果をもとに改めて予測、評価をおこなうこ とを求めます。

■リプレースガイドライン

18

本準備書では「風力発電所のリプレースに係る 環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(以 下、リプレースガイドライン) 1) を根拠に調査、 予測及び評価手法の簡略化が行われています。

以下、方法書に対する青森県知事の意見と事業者の見解[表4.2-1(2)]から引用します。

青森県知事意見:動物について、哺乳類(ヤマネ、コウモリ類)及び鳥獣のみ現地調査を行うとしているが、これら以外の動物についても専門家に意見を聴取するなどした上で、適切な手法により現地調査を実施するとともに、その結果も踏まえて予測及び評価を行うこと。

アンダーラインは私が引きました。青森県知事 は省略せず動物全般について現地調査を行うこと を求めています。これに対する事業者の見解は以 下の通りです。

事業者の見解:... リプレースガイドラインでは 『類似の事例により参考項目に関する環境影響の 程度が明らかであることにより、リプレース前の 風力発電所による環境影響が把握されていれば、 調査、予測及び評価の手法を簡略化することが可能である』と記載されております。本事業の地形は、新尻労から連続する尾根上にあり、植生は広葉樹林、植林地等が連続していることから、生息する動物相も類似していると考えております。そのため、リプレースガイドラインに従い、近隣の (仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業(以下「新岩屋・新尻労」という。)の調査結果を用いて評価を行いました。

. . .

・哺乳類(地上性)、昆虫類、両生・爬虫類については、本事業の対象事業実施区域の北側の一部が新岩屋・新尻労評価書の調査範囲に含まれており、含まれていない調査範囲は植生及び地形等が新岩屋・新尻労評価書の調査範囲の環境と類似しているだけでなく、連続する環境であるため、出現種は同様の結果となると判断し、既存の調査結果を用いました。

. . .

以上で引用は終わりです。アンダーラインは私が引きました。貴社は「<u>類似の事例により参考項</u>目に関する環境影響の程度が明らかであることにより、リプレース前の風力発電所による環境影響が把握されていれば」を意図的に読み違えていま

本事業においては、方法書に対する審査及び意見を踏まえながら、リプレース事業である特性を活かして、「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(以下「リプレースガイドライン」という。)に沿って、調査、予測及び評価を実施いたしました。

1. 方法書~現地調査

方法書においてお示しした調査、予測及び評価の手法に対して、経済産業省、青森県、東通村及び住民の皆様より意見をいただきました。それら意見を踏まえ、事業計画地の現況を把握できるよう、適宜、調査手法を見直した上で現地調査を実施いたしました。

2. 現地調査~準備書

調査、予測及び評価の結果について、準備書届 出前に、専門家等へのヒアリング並びに経済産業 省及び青森県との協議を実施した上で準備書を提 出しております。

詳細は以下のとおりです。

1. 方法書~現地調查

方法書に対する青森県知事意見を踏まえた上で、経済産業省による環境審査顧問会風力部会において審査をいただき、経済産業大臣勧告を受領しております。

- ■方法書に対する環境審査顧問会風力部会におけ る顧問からの意見
- ① 魚類・底生動物調査地点と水質調査地点を合わせていただきたい。
- ②環境省の現存植生図においては、風力発電機設置検討範囲にエゾイタヤーシナノキ群集となっている自然林の範囲が重複している。このことから今後の手続きにおいて改変する可能性がある場合は調査が必要と思われるので、注意いただきたい。
- ③リプレースガイドラインに適合するかどうかは、類似の事例により環境影響の程度が明らかであるかどうかということがまず一つ重要な論点になり、自主アセスの調査結果を示していただければ判断できると思う。爬虫類、両生類等の調査を実施しない空白地帯ができるのであれば、エビデンスを挙げて説明をしないといけないと思う。

<対応方針>

- ①魚類・底生動物調査については、新岩屋・新尻 労評価書における既存の調査結果の他に、対象 事業実施区域の東側及び南側の部分において水 質調査地点と同様の地点を追加し、現地調査を 実施いたしました。
- ②環境省の現存植生図におけるエゾイタヤーシナ ノキ群集については、現地調査において現況を 把握いたしました。
- ③本事業と新岩屋・新尻労風力発電事業において 生息している動物相は類似しており、環境影響 の程度が明らかである根拠について、既設時の

No. 意見の概要

す。リプレースガイドラインの趣旨は、「リプレースの区域及び出力が同等であって、かつ、リプレース前の風力発電所による環境影響が把握されていれば、類似の事例とみなしてよい」ということです。そもそも上に引用した『類似の事例により... 簡略化することが可能である』という文章はリプレースガイドラインのどこにも見当たりません。敢えて似ている文章を挙げれば以下のものです。

【これらの規定においては、「類似の事例により環境影響の程度が明らかである」という旨が定められており、リプレース前の風力発電所に関する環境影響の程度が明らかであればこれらの規定を適用することが可能であることから、本ガイドラインでは、<u>リプレース前の環境影響を把握することを重視して</u>環境影響評価の合理化について整理した。】

以上で引用は終わりです。アンダーラインは私が引きました。リプレースガイドラインは既存の「北野沢ウィンドファーム」の環境影響を把握することを必要条件としていると解釈すべきです。

したがって「近隣の(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業(以下「新岩屋・新尻労」という。)の調査結果を用いて評価を行いました。」とありますが、これはリプレースガイドラインの趣旨に反しており、青森県知事の求め通り、省略せず動物全般について現地調査を行うべきです。

要約書の巻末図 5,6,7,10,11,12 を見れば明らかですが、調査範囲は対象事業実施区域を包含していません。

1)「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(令和 2 年 4 月環境省)

https://www.env.go.jp/content/900515378.pdf

以上

事業者の見解

自主アセス等の北野沢ウインドファームにおける調査結果等を踏まえ、顧問にお示し、以下の 意見をいただいております。

・本事業はリプレースであるため、「風力発電所の リプレースに係る環境影響評価の合理化に関す るガイドライン」に沿った事業計画であれば、 ガイドラインに従って「環境影響評価の合理 化」を行うことは問題ないと考える。

従って、準備書においては「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」に沿った事業計画であり、ガイドラインに従って「環境影響評価の合理化」を行うことを、議論の余地があるような記述を排して、シンプルに説明してはいかがか。ただし、青森県知事意見への対応として、専門家に意見聴取等を行い、助言に対する対応を適切に行っていただく必要はあると考える。

上記の方法書に対する審査及び意見を踏まえ、 以下のとおり、各調査項目の実施方針に基づき調 査を実施いたしました。

■各調査項目の実施方針

- ・哺乳類のコウモリ類、鳥類等の飛翔性動物は、 風力発電機の稼働により生息状況への影響が想 定されることから現地調査を実施いたしまし た。
- ・哺乳類のヤマネは、新岩屋・新尻労の専門家へのヒアリングにおいて、生息調査を実施するよう意見をいただいていることから、現地調査を 実施いたしました。
- ・哺乳類(地上性)、昆虫類、両生・爬虫類については、本事業の対象事業実施区域の北側の一部が新岩屋・新尻労評価書の調査範囲に含まれており、含まれていない調査範囲は植生及び地形等が新岩屋・新尻労評価書の調査範囲の環境と類似しているだけでなく、連続する環境であるため、出現種は同様の結果となると判断し、既存の調査結果を用いました。
- ・渡り鳥及び越冬鳥類については、新岩屋・新尻 労評価の調査において対象事業実施区域及びそ の周囲の飛翔ルート等を把握していることか ら、既存の調査結果を用いました。
- ・魚類・底生動物については、新岩屋・新尻労評価書における既存の調査結果の他に、対象事業 実施区域の東側及び南側の部分において調査地点を追加し、現地調査を実施いたしました。
- ・植生調査については、方法書に記載した植生自然度の分布図は、過去の環境省のデータを用いており、時間の経過に伴う植生遷移の進行により現状の植生分布と異なる部分もあるため、現地調査において植生自然度の高い地域の現況を把握並びに適切な調査地点を設定し、現地調査を実施いたしました。

2. 現地調査~準備書

調査、予測及び評価の結果について、準備書届 出前に専門家等へのヒアリング並びに経済産業省

No.	意見の概要	事業者の見解
		及び青森県との協議を行っており、いただいた意見は以下のとおりです。 ■専門家等へのヒアリング並びに経済産業省及び青森県との協議でいただいた意見(抜粋) <経済産業省> ・新岩屋・新尻労評価書の調査結果を用いて予測及び評価する点について専門家ヒアリングの意見を踏まえた対応としていただきたい。
		<青森県> ・青森県知事意見への事業者の見解に「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」に従って調査を簡略化したものについては、新岩屋・新尻労において調査を実施していることが分かるよう、『既存の現調査結果のデータを用いた』との記載に修正いただきたい。
		<専門家等へのヒアリング> ・リプレース事業だからこそ生じる影響を記載すると良い。
		また、上記の意見については、準備書に反映し ております。

〇日刊新聞紙における公告

東奥日報(令和6年8月21日(水))

```
t
                                                                                                                                                                                                                                                                                                            六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         「合同会社ユーラスエナジー北野沢」へ事業の引継ぎを行いました。ハ月八日付で、「株式会社ユーラスエナジーホールディングス」から新計画 環境影響評価準備書」を作成いたしましたので、次のとお新計画 環境影響評価準備書」を作成いたしましたので、次のとお「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)北野沢風力発電事業 更
                                                                                   V
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               五四三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        Ę
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              、縦覧の場所・時間、関係地域の範囲、関係地域の範囲を関係地域の範囲を関係を対して、対象事業実施区域規模を対象事業の名称を対象事業の名称と対象事業の名称と対象事業の名称と対象事務所の所在地
                                                                                                                                                                                                                                                                   「八、お問い合わせ先」へご郵送ください(当日消印有効)。 「八、お問い合わせ先」へご郵送くださられ、年十月九日(水)までに見書箱にご投函くださるか、令和六年十月九日(水)までに見きなお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見書の提出
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        代表者の氏名事業者の名称
                                                                                                                                                                                                                                            尻労共有会館 | 保護の関係を予定する日時及び場所 | 保護の関係を予定する日時及び場所
                                                                                                                                                                                                                           岩屋地域:令和六年八月二十九日(木)十八時三〇分から二十時〇〇分(青森県下北郡東通村大字尻労字尻労九)
                                                                                                                                                                                                     袰部地域
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             期間
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            のいずれか早い日まで閲覧可能としております。
                                                                                                                                                                                          (青森県下北郡東通村大字岩屋字往来|三五―五)
ら十二時、十三時から十七時三十分まで)
(お問い合わせ時間:土、日、祝日を除く九時十五分か終報道機関の方:経営企画部広報グループ※報道機関の方:経営企画部広報グループ間にしている。
                                                  東京都港区虎ノ門四丁目三番|三号ヒューリック神谷
                                                                                                                                                                                                                     岩屋部落集会所
```

○関係自治体の広報誌によるお知らせ

広報ひがしどおり令和6年9月号(第710号)

「(仮称) 北野沢風力発電事業 更新計画 環 境影響評価準備書」の縦覧について

合同会社ユーラスエナジー北野沢が青森県 下北郡東通村尻労周辺にて計画しておりま す、「(仮称) 北野沢風力発電事業 更新計画」 について取りまとめた「環境影響評価準備書」 の縦覧を実施しております。

◇縦覧書類

(仮称) 北野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書、(仮称) 北野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書 要約書

◇縦覧場所

東通村役場 2階 企画課(土、日、祝日を除 <開庁時)

電子縦覧は下記URLにて実施いたします。 (https://www.eurus-energy.com/assessment/102851/)

◇縦覧期間

8月21日 (水) ~9月25日 (水)

※なお、縦覧場所は意見書の提出期日 (10 月9日 (水))まで、電子縦覧は次の図書 の公開日または一年経過日のいずれか早 い日まで閲覧可能としております。

◇意見書の提出期日

10月9日(水)※環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、意見書の提出期日までに下記のお問合せ先へご郵送ください(当日消印有効)。

≪お問合せ先≫

株式会社ユーラスエナジーホールディングス ※事業の実施を合同会社ユーラスエナジー 北野沢へ引継ぎを行いました。

担当:国内事業企画部

(環境アセスメント担当)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3

一13 ヒューリック神谷町ビル7階

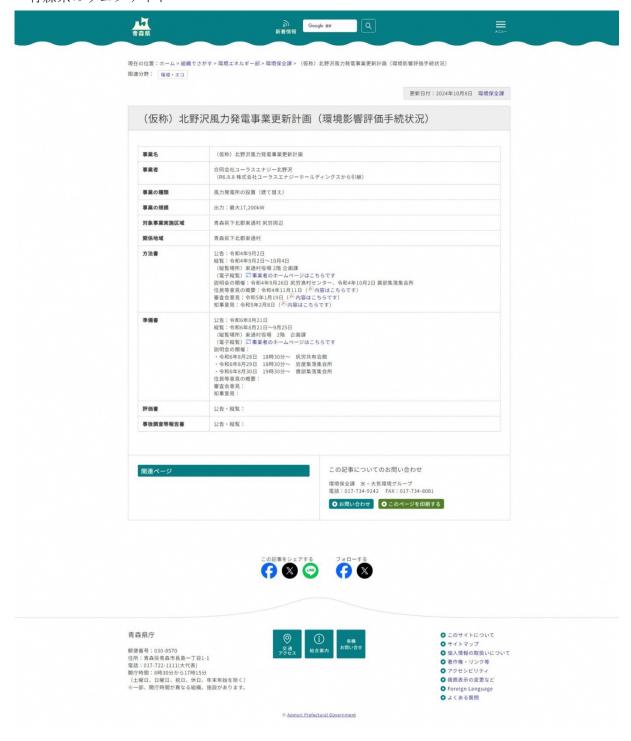
☎03-5404-5337

※報道機関の方:経営企画部広報グルー

プ ☎03-5404-5340

〇インターネットによる「お知らせ」

青森県のウェブサイト



東通村のウェブサイト



事業者のウェブサイト (1/2)



一 計画概要

対象事業の名称	(仮称) 北野沢風力発電事業 更新計画	
対象事業の種類	風力発電所建で替え事業(除上)	
対象事業の規模	発電所出力 17,200kW (定格出力4,200~4,300kWの風力発電機を4基設置)	
対象事業実施区域	青森県下北部東通村尻労周辺	

一 縦覧について

縦覧場所	東通村 2階企画課
総覧期間	令和6年8月21日(水)から令和6年9月25日(水)まで なお、総製場所は意見書受付終了日(今和6年10月9日(水)まで、電子総製は次の図書 の公開日または一年経過日のいずれか早い日まで閲覧可能としています。
総覧時間	役場の関庁時(土、日、祝日を除く)
電子鞭髦	当社ページにて電子板覧を実施します。 (https://www.eurus-energy.com/assessment/102851/)

一 意見書の提出について

提出方法	準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、豊富に住所・氏名・豊 ・電見の環由を含む)をご配入の上、電見書受付終了日までに、減繁場所に備え付けの 意見書籍にご投添いただくか、下配のお問い合わせ先へご彰述ください(当日海印育 効)。
提出期間	令和6年8月21日 (水) から令和6年10月9日 (水) まで
意見書様式	(仮称) 北野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書ご意見記入用紙



事業者のウェブサイト (2/2)

一 住民説明会の開催について



来に参加に当たりているのが、 本設明会は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づき、再エネ発電事業に関する周辺地域の性 民の指揮への設明会と併せて実施します。ご参加に当たっては、受付において、身分証明書(運転免許証等)を確認させてい ただきます。また、出席者名簿及び説明会の録音・録画を提出することが制度上求められているため、受付において、出席者 名簿に配名いただくようお願いします。なお、出席者のプライバシーに対して最大限配慮して録音・録画をさせていただきま

一 お問い合わせ先



一 準備書



- 準備書及び要約書について

準備書及び要約書は、次の図書の公開日または1年経過日のいずれか早い日まで閲覧可能です。ただし、ダウンロードして関

手機雷及び参約額は、次の位置の公開日または14年極回日のいずれか率い日までは最初能にす。ただというプラブロードして観 数・印刷することはできません。 本書の書作権は、台間会社ユーラスエナジー北野沢に帰属します。著作権者である合同会社ユーラスエナジー北野沢の許諾を 得ないで、複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。 本書に掲載した地図は、国土地程院発行の電子地形図25000及が電子地形図20万を複製したものです。

□ 環境影響評価図書一覧に戻る



TOP / 環境影響評価 / (仮称) 北野沢風力発電事業 更新計画

○ご意見記入用紙

「(仮称) 北野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書」

ご意見記入用紙

「(仮称) 北野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書」(以下「準備書」という。) について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必要事項をご記入の上、意 <u>見書受付終了日(令和6年10月9日(水))まで</u>に、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函 いただくか、下記の郵送先へご郵送ください。

○意見書の郵送先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル7階

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

国内事業企画部(環境アセスメント担当)宛

○意見書の提出期日 令和6年10月9日(水)〔当日消印有効〕

意 見 書

令和 年 月 日

項目	ご 記 入 欄
お 名 前	
(法人その他の団体にあっては、 法人名・団体名、代表者の氏名)	
ご 住 所	₸
(法人その他の団体にあっては、) 主 たる事務所の所在地	
準備書についての環境の	
保全の見地からのご意見 日本語により意見の理由を	
【含めて記載してください。】 	

- 注:1. お名前、ご住所の記入をお願いいたします。 なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いいたします。 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4 サイズ)の用紙をお使いください。